

多治見都市計画高度利用地区の決定(多治見市決定)

都市計画高度利用地区を次のように決定する。

種類	面積	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建ぺい率の最高限度 注)1	建築物の建築面積の最低限度	壁面の位置の制限 注)2	備考
高度利用地区(多治見駅南地区)	約2.0ha	50/10以下	20/10以上	8/10以下	200㎡以上	建築物の壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない(地盤面より4m未満の部分に限る)。	
計	約2.0ha						
注)1 建築物の建ぺい率の最高限度は、建築基準法(昭和25年法律201号)第53条第3項第2号に該当する建築物にあつては1/10を加えた値とする。 注)2 地盤面から4m以上に設けられた歩行者専用通路、バルコニー及び建築物の部分を支える柱、歩行者専用通路に付随する階段、エスカレーター、エレベーターについては、この限りではない。							

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由

駅南地区は、中心市街地の核となる地区として大規模商業施設などが立地しているが、老朽化が進んでいることから、商業地域としての魅力が低下し、その中心性の喪失が危惧されている。

このため、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、一層の中心市街地の活性化と賑わいの創出を目指すものである。